

Q711. 労働審判手続における補充書面は、どのような場合に提出するのですか？

労働審判手続では、答弁書に記載された相手方の主張に対する反論や、これに対する再反論の主張は、原則として労働審判期日において口頭とするものとされており、例外的に、これを補充する書面（補充書面）を提出することが認められています。例えば、複雑な計算を要したり、口頭での主張を補充又は整理することが審理に資する場合などが考えられます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成